

◇ 結婚・子育て資金契約途中で相続が発生した場合

Q : 結婚・子育て資金を一括贈与してもらいましたが、契約期間の途中で親が亡くなった場合、どのようになりますか？

A : 一定の算式で計算した金額が相続財産となります。

【解説】

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合において、契約期間中に贈与者が死亡したときは、贈与者が死亡した日において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額(管理残額)を相続人が相続により取得したものとされることとなっています。

$$\text{管理財産} = (A - B) \times C \div D$$

A : 贈与者が死亡した日における結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額

B : 贈与者の死亡した日における結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金支出額

C : 死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の金額

D : 非課税拠出額

贈与者死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、その非課税拠出額からその他の贈与者から取得した金銭等のうち結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額になります。

